# 徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１００５号 令和８年１０月２７日発行


目　　次

※は県例規集登載

【告示】


| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|---|---|---|
| ５３４ | 軽油引取税の特約業者の指定を取り消した件 | 税務課 |
| ５３５ | 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地の変更について届出があった件 | こども家庭支援課 |
| ５３６ | 大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件 | 産業成長推進課 |
| ５３７ | 地籍調査の成果を認証した件 | 農山漁村振興課 |
| ５３８ | 同 | 同 |
| ５３９ | 同 | 同 |
| ５４０ | 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるため森林法の規定に基づく当該通知の要旨等を告示する件 | 森林土木・保全課 |


【議会規程】


| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|---|---|---|
| ４※ | 徳島県議会公文書管理規程の一部を改正する規程 | |


【正誤】


| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|---|---|---|
| ※ | 令和８年９月１日付け徳島県報定期第９８６号中訂正 | 企業局 |

**徳島県告示第５３４号**

地方税法（昭和25年法律第２２６号）第１４４条の９第３項の規定に基づき、徳島県県税局長が、令和８年10月１日、次の者に係る軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和８年10月27日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

| 名称 | 所在地 |
| --- | --- |
| 株式会社マイサン | 徳島市富田橋一丁目83番地 |

**徳島県告示第535号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第３項の規定により、徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務に係る公金の収納の事務の指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年10月27日

徳島県知事　　後藤田　　正　　純

| 名　称 | 住所又は事務所の所在地 | | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| | 変更前 | 変更後 | |
| 弁護士法人エジソン法律事務所 | 東京都千代田区神田錦町１―８―11錦町ビルディング４階・８階 | 東京都千代田区神田小川町二丁目３番13号M&Cビル７F | 令和８年９月26日 |

**徳島県告示第536号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和８年10月27日から令和９年２月27日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和８年10月27日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　届出の概要

⑴　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|
| 第一リース株式会社 | 東京都港区虎ノ門二丁目２番３号 | 向島　亨 |

⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　ドラッグコスモス石井南店

所在地　名西郡石井町石井字石井393番１ほか

⑶　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|
| 第一リース株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目２番６号 | 向島　亨 |

変更後

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|
| 第一リース株式会社 | 東京都港区虎ノ門二丁目２番３号 | 向島　亨 |

⑷　変更年月日

令和８年２月24日

２　届出年月日

令和８年10月６日

３　届出の縦覧

⑴　縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び石井町産業経済課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間

令和８年10月27日から令和９年２月27日まで

４　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

⑴　意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目１番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　意見の内容

ウ　意見を述べる理由

⑶　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び石井町産業経済課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から１月間縦覧に供する。

**徳島県告示第５３７号**

国土調査法（昭和26年法律第１８０号）第19条第１項の規定に基づき、上勝町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第２項の規定により次のとおり認証した。

令和８年10月27日

徳島県知事　後藤田　正純

１⑴　調査を行った者の名称
上勝町
⑵　調査を行った時期
令和５年度及び令和６年度
⑶　成果の名称
上勝町大字福原の一部の地籍図及び地籍簿（福原10地区）
⑷　調査を行った地域
勝浦郡上勝町大字福原の一部（福原10地区）
⑸　認証年月日
令和８年10月16日

２⑴　調査を行った者の名称
上勝町
⑵　調査を行った時期
令和５年度及び令和６年度
⑶　成果の名称
上勝町大字旭の一部の地籍図及び地籍簿（旭14地区）
⑷　調査を行った地域
勝浦郡上勝町大字旭の一部（旭14地区）
⑸　認証年月日
令和８年10月16日

**徳島県告示第538号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第１項の規定に基づき、牟岐町長、つるぎ町長及び石井町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第２項の規定により次のとおり認証した。

令和８年10月27日

徳島県知事　後藤田　正純

１　牟岐町に係る地籍調査

⑴　調査を行った者の名称

牟岐町

⑵　調査を行った時期

令和４年度及び令和５年度

⑶　成果の名称

牟岐町大字河内の一部の地籍図及び地籍簿（河内１・河内２地区）

⑷　調査を行った地域

海部郡牟岐町大字河内の一部（河内１・河内２地区）

⑸　認証年月日

令和８年10月16日

２　つるぎ町に係る地籍調査

⑴ア　調査を行った者の名称

つるぎ町

イ　調査を行った時期

令和６年度及び令和７年度

ウ　成果の名称

つるぎ町貞光字成谷の一部の地籍図及び地籍簿（貞光45地区）

エ　調査を行った地域

美馬郡つるぎ町貞光字成谷の一部（貞光45地区）

オ　認証年月日

令和８年10月16日

⑵ア　調査を行った者の名称

つるぎ町

イ　調査を行った時期

令和６年度及び令和７年度

ウ　成果の名称

つるぎ町一宇字平井の一部の地籍図及び地籍簿（一宇33地区）

エ　調査を行った地域

美馬郡つるぎ町一宇字平井の一部（一宇33地区）

オ　認証年月日

令和８年10月16日

３　石井町に係る地籍調査

⑴　調査を行った者の名称

石井町

⑵　調査を行った時期

令和６年度及び令和７年度

⑶　成果の名称

石井町高川原の一部の地籍図及び地籍簿（高川原６地区）

⑷　調査を行った地域

名西郡石井町高川原の一部（高川原６地区）

⑸　認証年月日

令和８年10月16日

**徳島県告示第539号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第１項の規定に基づき、神山町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第２項の規定により次のとおり認証した。

令和８年10月27日

徳島県知事　後藤田　正純

１⑴　調査を行った者の名称
　　神山町
　⑵　調査を行った時期
　　令和６年度及び令和７年度
　⑶　成果の名称
　　神山町下分の一部の地籍図及び地籍簿（下分３地区）
　⑷　調査を行った地域
　　名西郡神山町下分の一部（下分３地区）
　⑸　認証年月日
　　令和８年10月16日
２⑴　調査を行った者の名称
　　神山町
　⑵　調査を行った時期
　　令和６年度及び令和７年度
　⑶　成果の名称
　　神山町上分の一部の地籍図及び地籍簿（上分２地区）
　⑷　調査を行った地域
　　名西郡神山町上分の一部（上分２地区）
　⑸　認証年月日
　　令和８年10月16日

**徳島県告示第５４０号**

令和８年徳島県告示第４６５号（保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件）に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第２４９号）第１８９条の規定により、その通知の内容を那賀町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和８年10月27日

徳島県知事　後藤田　正純

１　所在が不分明である通知の相手方の氏名

森井啓之、井東幹夫、武市巖、井東力、武市幸男、竹田貞雄、佐古浪太郎、岡本靜、森秀雄、森源吾、武市梅二、下北和彦、下北美香、谷崎裕昭、粉川壽春、原田準男、植原正昭、松葉尭美

２　通知の要旨

令和８年９月４日付け徳島県告示第４６５号で告示したとおり保安林の指定施業要件が変更される予定である。

**徳島県議会規程第４号**

徳島県議会公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年10月27日

徳島県議会議長　　井　　川　　龍　　二

徳島県議会公文書管理規程の一部を改正する規程

徳島県議会公文書管理規程（令和５年徳島県議会規程第４号）の一部を次のように改正する。

第11条及び第13条第４項中「主務課長」を「課長」に改める。

第20条第１項中「全ての公文書」の次に「（次条第２項に規定する一時利用電子文書を除く。）」を加える。

第21条中「主務課」を「課」に改め、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、課長は、業務上の一時的な利用に供される電子文書（保存期間が１年未満のものに限る。）であって、公文書ファイルにまとめ、管理することが適当でないと認めるもの（以下「一時利用電子文書」という。）については、これを単独で管理するものとする。

第22条第１項中「、１年及び１年未満」を「及び１年」に改め、同条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、同条第４項中「第１項」の次に「又は第３項」を加え、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、次に掲げる公文書については、保存期間を１年未満と設定することができる。ただし、重要又は異例な事項に関する情報を含む公文書その他の意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証するために必要な公文書については、この限りでない。

⑴　別途正本が保存されている公文書の写しである公文書

⑵　定型的又は日常的な業務連絡、日程表等である公文書

⑶　出版物その他公表されているものを編集した公文書

⑷　所掌事務に関する事実関係の問合せに対する応答に関する公文書

⑸　明白な誤りがあることその他正確性の観点から利用に適さなくなった公文書

⑹　意思決定に至る過程で作成し、又は取得した公文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと認められるもの

⑺　前各号に掲げるもののほか、１年以上保存する必要がないと認められる公文書

第28条第２項及び第３項並びに第31条中「公文書ファイル」の次に「又は一時利用電子文書」を加える。

別表の16の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 16　その他 | 前各項に掲げる公文書以外のもの | 30年間保存する必要があると認められるもの | 30年 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 10年間保存する必要があると認められるもの | 10年 |
| | | ５年間保存する必要があると認められるもの | ５年 |
| | | ３年間保存する必要があると認められるもの | ３年 |
| | | １年間保存する必要があると認められるもの | １年 |

**附　則**

（施行期日）

１　この規程は、令和８年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現に保存されている公文書であって、改正後の徳島県議会公文書管理規程（以下「新規程」という。）第21条第２項に規定する一時利用電子文書に相当するものについては、当該一時利用電子文書とみなして、新規程の規定を適用する。

３　この規程の施行の際現に保存されている公文書であって、新規程第22条第３項の規定により保存期間を１年未満と設定することができる公文書に相当するものについては、保存期間を１年未満と設定することができる。

正　　誤

令和８年９月１日付け徳島県報定期第９８６号中次のとおり訂正

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|
| ４ | １ | 徳島県企業局訓令第５号 | 徳島県企業局訓令第６号 |